

## 春日部市手数料条例の一部を改正する条例

春日部市手数料条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料			別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
住民基本台帳 法第12条第1項、第12条の3第1項、第2項及び第8項並びに第20条第1項、第3項及び第4項の規定による住民票若しくは戸籍の附票の写し又は住民票記載事項証明書の交付	住民票 <u>若しくは戸籍の附票の写し又は住民票記載事項証明書の交付</u>	1件につき 300円（春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第2号に規定する民間端末機により住民票の写しの交付を受ける場合については、1件につき 200円）	住民基本台帳 法第12条第1項、第12条の3第1項及び第2項並びに第20条第1項、第3項及び第4項の規定による住民票又は戸籍の附票の写しの交付	住民票 <u>又は戸籍の附票の写し</u>	1件につき 300円（春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第2号に規定する民間端末機により住民票の写しの交付を受ける場合については、1件につき 200円）
住民基本台帳 法第15条の4第1項、第3項、第4項及び第5項において準用する第12条の3第8項並びに第21条の3第1項、第3項、第4項及び第5項において準用する第12条の3第8項の規定による除票若しくは戸籍の附票の	除票若しくは戸籍の附票の写し又は除票記載事項証明書の交付手数料	1件につき 300円			

除票の写し又は除票記載事項証明書の交付						
住民基本台帳法第12条の4第1項の規定による住民票の写しの交付	住民票の写しの交付手数料	1 件につき 300 円	住民基本台帳法第12条の4第1項の規定による住民票の写しの交付	住民票の写しの交付手数料	1 件につき 300 円	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第3項の規定による通知カードの再交付。ただし、次に掲げる場合の再交付を除く。 （1）追記欄の余白がなくなった場合 （2）個人番号又は住民票カード変更により返納した場

			合 (3) 国外 転出によ り返納し た場合 (4) (1) から(3) までに掲 げるもの のほか、 市長が特 に必要と 認めた場 合	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>行政手続にお ける特定の個 人を識別する ための番号の 利用等に関する 法律に規定 する個人番 号、個人番号 カード、特定 個人情報の提 供等に関する 省令（平成26 年総務省令第 85号）第28条 第1項の規定 による個人番 号カードの再 交付。ただし、 市長が特に必 要と認めた場 合の再交付を 除く。</u>	個人番号 カード再 交付手数 料	1枚につき 800 円	<u>行政手続にお ける特定の個 人を識別する ための番号の 利用等に関する 法律の規定 による通知力 ード及び個人 番号カード並 びに情報提供 ネットワーク システムによ る特定個人情 報の提供等に 関する省令第 28条第1項の 規定による個 人番号カード の再交付。た だし、市長が 特に必要と認 めた場合の再 交付を除く。</u>	個人番号 カード再 交付手数 料

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。